

2018年4月

外国人留学生 各位

国際教育事務室

在留資格確認書類届出書/資格外活動届出書の提出について

明治大学では、出入国管理及び難民認定法第19条の17に基づき、外国人留学生の在留資格を管理しています。つきましては、『在留資格確認書類届出書/資格外活動届出書』に下記提出書類のいずれか1点を添付して提出してください。また、資格外活動許可を得てアルバイトをしている方は『資格外活動』欄も併せて記入してください。新入留学生で、新入外国人留学生オリエンテーションですでに提出した方は、再度提出する必要はありません。

なお、年度の途中で在留期間更新・在留資格変更等を行った場合には、あらためて提出してください。

記

1 提出書類

- (1) 『在留資格確認書類届出書/資格外活動届出書』に、以下のいずれか1点を付けたもの。

ア 在留カードの両面コピー ⇒届出書にのり付け。

イ その他、外交、公用、短期滞在などの場合：パスポートの顔写真と最新のビザのスタンプのページのコピー⇒届出書に貼らずに、そのまま提出。(注意：短期滞在の方は速やかに「留学」等に変更手続きを行い、再度提出してください。)

- (2) 届出書様式は明治大学ホームページからダウンロードして提出してください。

http://www.meiji.ac.jp/cip/student_support/entry_clearance/6t5h7p00000dipkd-att/6t5h7p00000egc2t.pdf

2 提出期限 2018年4月4日(水)～4月13日(金)

3 提出場所

- ・駿河台キャンパス：国際教育事務室（グローバルフロント2F）
月曜日～金曜日 9：00～17：00（11：30～12：30を除く），土曜日 8：30～12：00
- ・和泉キャンパス：国際教育事務室（第一校舎1F）
月曜日～金曜日 9：00～17：00（11：30～12：30を除く）
- ・生田キャンパス：国際教育事務室（中央校舎1F）
月曜日～金曜日 9：00～17：00（11：30～12：30を除く）
- ・中野キャンパス：3階事務室4番外国人留学生窓口（低層棟3F）
月曜日～金曜日 9：00～18：00（11：30～12：30を除く），土曜日 8：30～12：00

4 注意事項

- (1) 在留資格が「留学」以外の留学生も必ず提出してください。
(2) アルバイトをしている方は、『資格外活動』欄に記入してください。

以 上